

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
おきか  
替る日  
の翌日  
が当日  
の休日  
である  
こと)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(市町村振興課)

字の区域の変更(シ)

字の区域の変更等(四件)(シ)

土地改良法による換地処分(五件)(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤碕地区第四工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称

同上の区域(平成七年九月十一日現在の地番による。)

大字別所字三谷

大字別所字鳥居六の一、七の一、八から一〇まで、一一の一、一一の二及びこれらと一体をなす国有地

大字別所字小田の全域

大字別所字水穴一九の一、一九の二及びこれらと一体をなす国有地

地

大字別所字坂ノ前の全域

大字別所字潰ノ前の全域

大字別所字小松堤の全域

大字別所字菖蒲谷の全域

大字別所字渡瀬の全域

大字別所字菖蒲谷頭三九の一、三九の二、四〇、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地

大字別所字三谷西平六三二の一から六三二の三まで、六三二の一〇、六三二の一六、六三二の一七、六三二の一八、六三二の二〇、六三二の三一、六三二の三二及びこれらと一体をなす国有地

大字別所字老本松六四二の三

大字別所字中峯六五五の二、六五五の三及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成七年九月十一日現在の地番による。)

大字別所字鳥居

大字別所字鳥居のうち六の一、七の一、八から一〇まで、一一の一、一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字別所字水穴

大字別所字水穴のうち一九の一、一九の二及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字別所字葛蒲谷頭</p>	<p>す国有地以外の区域 大字別所字葛蒲谷頭のうち三九の一、三九の二、四〇、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字別所字孫右衛門畑</p>	<p>大字別所字孫右衛門畑のうち四九の二の一部、五〇の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字別所字北垣ノ上三八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字野畑</p>	<p>大字別所字孫右衛門畑四九の二の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字野畑のうち五二の一部、五八の一部、五九の一部、五九の一、六六の一部、六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字別所字野畑二九五の一部、二九六の一部 大字別所字野畑ノ下二九七の三の一部 大字別所字笹尾谷三七三の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部、三七五の二の一部 大字別所字三谷西平六三一の二九</p>
<p>大字別所字竹小路</p>	<p>大字別所字野畑六六の一部、六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字江古ノ上の全域 大字別所字東竹小路の全域 大字別所字小田西平の全域 大字別所字竹小路峯の全域</p>
<p>大字別所字竹小路の全域</p>	<p>大字別所字竹小路の全域</p>
<p>大字別所字下竹小路の全域</p>	<p>大字別所字下竹小路の全域</p>
<p>大字別所字七曲り西谷頭一〇四から一一〇まで、一一一の一、一一二、一一三の一、一一四の一、一一四の二、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字別所字七曲り西谷頭一〇四から一一〇まで、一一一の一、一一二、一一三の一、一一四の一、一一四の二、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字上七曲りの全域</p>	<p>大字別所字上七曲りの全域</p>
<p>大字別所字七曲り一二二、一二三の二、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の二、一二九、一三〇の一、七九七</p>	<p>大字別所字七曲り一二二、一二三の二、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の二、一二九、一三〇の一、七九七</p>
<p>大字別所字竹小路西谷尻一七七の一、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字別所字竹小路西谷尻一七七の一、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字竹小路西谷の全域</p>	<p>大字別所字竹小路西谷の全域</p>
<p>大字別所字竹小路南小谷の全域</p>	<p>大字別所字竹小路南小谷の全域</p>
<p>大字別所字竹小路上二八六から二八八までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字別所字竹小路上二八六から二八八までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字別所字竹小路峯頭一八九の一、一八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九、一八九の二、一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六の二と一体をなす国有地</p>	<p>大字別所字竹小路峯頭一八九の一、一八九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九、一八九の二、一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六の二と一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字鐘鑄谷東峯頭二〇三の一、二〇三の二、二〇三の四、二〇四の二と一体をなす国有地</p>	<p>大字別所字鐘鑄谷東峯頭二〇三の一、二〇三の二、二〇三の四、二〇四の二と一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字鐘鑄谷東峯二〇八の二部、二二一の二の一部、二二二、二二三の一、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二一の一と一体をなす国有地</p>	<p>大字別所字鐘鑄谷東峯二〇八の二部、二二一の二の一部、二二二、二二三の一、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二一の一と一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字中峯二二四、二二五の一、二二五の二の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八の二の一部、二二九、二二九の一、</p>	<p>大字別所字中峯二二四、二二五の一、二二五の二の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八の二の一部、二二九、二二九の一、</p>

大字別所字竹小路上	大字別所字竹小路上	大字別所字竹小路西谷尻	大字別所字竹小路西谷尻のうち一七七七の一、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字別所字竹小路のうち一八六から一八八までと一体をなす国有地以外の区域	大字別所字竹小路峯頭のうち一八九の一、一八九の四、一九〇の一、一九一の二、一九七の四、一九七の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九、一八九の二、一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六の二と一体をなす国有地以外の区域	大字別所字鐘鑄谷東峯頭	大字別所字鐘鑄谷東峯頭のうち一九八の二、一九九の二、二〇〇、二〇一の二並びに二〇三の一、二〇三の二、二〇三の四、二〇四の二と一体をなす国有地以外の区域	大字別所字鐘鑄谷東峯	大字別所字鐘鑄谷東峯のうち二〇五の四、二〇五の五、二〇六、二〇七の二、二〇八から二一〇まで、二一〇の一、二一一の二、二一二、二二三の一、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二一一の一と一体をなす国有地以外の区域	大字別所字鐘鑄谷	大字別所字鐘鑄谷東峯二〇七の二の一部、二〇八の一部、二〇九、二一〇、二一一の一、二一一の二の一部、二一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字中峯	大字別所字中峯二一五の二の一部、二一六の一部、二二七の一部、二二八から二三〇まで、二二二の一、二二二の二、二二二の三の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字下中峯	大字別所字下中峯二二五の一部、二二五の二、二二六の二の一部、二二六の三の一部、二二六の四の一部、二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二七の四の一部、二二八の二の一部、二二九、二三〇、二三一の二の一部、二三一の三から二三一の五までの一部、二三一の六から二三一の一〇まで、二三二及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字横道	大字別所字横道二三三から二三七まで、二三八の一部、二三九の二の一部、二四〇の一、二四〇の二の一部、二四一の二の一部	大字別所字野島尻	大字別所字野島尻二九二の一、二九二の二、二九三、二九四の二の一部、二九四の三、二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字三谷西平	大字別所字三谷西平六三二の九、六三二の二〇から六三二の二八まで及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字七曲り西谷頭	大字別所字七曲り西谷頭のうち一〇四から一一〇まで、一一一の一、一一二、一一三の一、一一四の二、一一五、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字別所字七曲り	大字別所字七曲りのうち一二二、一二三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二八の一、一二九、一三〇の一、七九七以外の区域	大字別所字竹小路西谷尻のうち一七七七の一、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字別所字竹小路のうち一八六から一八八までと一体をなす国有地以外の区域	大字別所字竹小路峯頭のうち一八九の一、一八九の四、一九〇の一、一九一の二、一九七の四、一九七の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九、一八九の二、一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六の二と一体をなす国有地以外の区域
-----------	-----------	-------------	---	-------------------------------------	--	-------------	---	------------	---	----------	---	---------	--	----------	--	---------	---	----------	---	-----------	---	-------------	---	----------	---	---	-------------------------------------	--

大字別所字野畑	大字別所字竹小路峯頭一八九の四の一部、一九〇の二、一九一の
畑	の九まで、三六二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字油屋	大字別所字油屋畑のうち三五八の一、三五九の六から三五九の六
西谷頭	大字別所字荒神西谷頭のうち三三〇の二以外の区域
大字別所字荒神	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
りノ上	三二五の二、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一、三二
大字別所字塚廻	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
谷西峯	大字別所字鐘鑄谷西峯のうち三二二の二、三二三の五から三二三
大字別所字鐘鑄	の七まで、三一五の二、三一六の一、三一六の二、三一七、三一
大字別所字横道	〇の一、二四〇の三、二四一の一及びこれらと一体をなす国有地
大字別所字塚廻りノ上	三三二から三三八まで、一三三九の一、二四
大字別所字横道	以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	三三二から三三三まで、三三三の五から三三三
大字別所字鐘鑄谷西峯	の七まで、三一五の二、三一六の一、三一六の二、三一七、三一
大字別所字塚廻りノ上	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
大字別所字塚廻りノ上	三二五の二、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一、三二
大字別所字塚廻りノ上	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
大字別所字塚廻りノ上	三二五の二、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一、三二
大字別所字塚廻りノ上	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
大字別所字塚廻りノ上	三二五の二、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一、三二
大字別所字塚廻りノ上	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
大字別所字塚廻りノ上	三二五の二、三二六の一から三二六の四まで、三二七の一、三二
大字別所字塚廻りノ上	八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字塚廻りノ上	大字別所字塚廻りノ上のうち三二二から三二四まで、三二五の一、
谷	大字別所字孫右衛門畑五〇の一部、五一の一部及びこれらと一体
場	をなす国有地
大字別所字笹尾	大字別所字笹尾西峯六四〇の五の一部、六四〇の七、六四〇の一
大字別所字稲干	の二、六四〇の二の一部、六四〇の一三から六四〇の一六
ノ下	まで及びこれらと一体をなす国有地
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域
大字別所字野島	大字別所字野島ノ下のうち二九七の一、二九七の三及びこれらと
ノ下	一体をなす国有地以外の区域

大字別所字笹尾西峯	大字別所字野畑五二の一部、五八の一部、五九の一部、五九の一部、大字別所字笹尾谷三七〇の一部、三七二の一部、三七三の一部、三七四の一部、三七四の二の一部、三七四の三の一部、三七五の二から三七五の四までの一部、三七六の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字別所字笹尾	大字別所字笹尾西峯六四〇の六の一部、六四〇の二二の一部
大字別所字笹尾西峯	大字別所字孫右衛門畑五一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字別所字笹尾谷三七五の二から三七五の四までの一部、三七六の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字北垣ノ上三八三の四、三八四、三八五、三八五の一、三八六の二の一部、三八七の二、三八八の二、三八九の一、三九〇の三及びこれらと一体をなす国有地
大字別所字北垣ノ上	大字別所字笹尾西峯のうち六四〇の五の一部、六四〇の六の一部、六四〇の七、六四〇の八の一部、六四〇の九の一部、六四〇の一〇から六四〇の一六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字中峯	大字別所字北垣ノ上のうち三八三の四、三八四、三八五、三八五の一、三八六の二、三八七の二、三八八の二、三八九の一、三九〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字菅本松	大字別所字中峯のうち六五五の二、六五五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字菅本松	大字別所字菅本松のうち六四二の三、六四四の五、六四四の六、六四五の二、六四五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに六四四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字三谷西平	大字別所字三谷西平のうち六三一の一から六三一の三まで、六三一の九、六三一の一〇、六三一の一六、六三一の一七、六三一の一

一九から六三一の二八まで、六三二の三〇から六三二の三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

大字別所字小田、大字別所字坂ノ前、大字別所字濱ノ前、大字別所字小松堤、大字別所字葛蒲谷、大字別所字渡瀬、大字別所字江古ノ上、大字別所字東竹小路、大字別所字小田西平、大字別所字竹小路峯、大字別所字下竹小路、大字別所字上七曲り、大字別所字竹小路西谷、大字別所字竹小路西谷頭、大字別所字中峯、大字別所字下中峯、大字別所字鐘鑄谷横道南、大字別所字鐘鑄谷頭、大字別所字鐘鑄谷詰、大字別所字野島尻、大字別所字鐘鑄谷西平、大字別所字笹尾谷尻

鳥取県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による江尾宮市地区第五工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



鴨河内字上ミ平	七三の八、二六七三の一〇から二六七三の一三まで、二六七四の八の一部、二六七四の九の一部、二六七四の一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 鴨河内字上ミ平ル二六八三の一、二六八四の一、二六八四の三、二六八四の四、二六八五の一から二六八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地
鴨河内字立道東	鴨河内字上ミ平ルのうち二六八三の一、二六八四の一、二六八四の三、二六八四の四、二六八五の一から二六八五の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 鴨河内字立道東のうち二六九一の五の一部、二六九二の一部、二六九二の三の一部、二六九二の四の一部、二六九二の六、二六九三の一部、二六九三の二の一部、二六九三の四の一部、二六九三の五、二六九三の六、二六九四の一部、二六九四の二、二六九五の一から二六九五の三までの一部、二六九五の五、二六九五の六の一部、二六九五の七から二六九五の九まで、二六九六の二、二七〇〇の七、二七〇二の一部、二七〇二の三、二七〇三の一部、二七〇四の七の一部、二七〇四の一の一部、二七〇七の八、二七二一の二の一部、二七二一の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鴨河内字豆腐山	鴨河内字豆腐山二二〇六の二八の一部 鴨河内字立道西二七三二の二〇と一体をなす国有地の一部 鴨河内字豆腐山のうち二二〇六の二八の一部、二二三六の九の一部、二二三六の一〇の一部、二二三九の五、二二三九の七の一部、二二四〇の四の一部、二二四〇の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
鴨河内字道西	鴨河内字豆腐山二二三六の九の一部、二二三六の一〇の一部、二二三九の五、二二三九の七の一部、二二四〇の四の一部、二二四〇の一四及びこれらと一体をなす国有地 鴨河内字立道東二七〇七の八、二七二一の二の一部、二七二二の一四及びこれらと一体をなす国有地 鴨河内字立道西のうち二七二九の二の一部、二七二九の二の一部、二七二九の五の一部、二七三〇の五、二七三二の四から二七三二の七まで、二七三二の一〇、二七三二の一四、二七三二の一七、二七三二の二二から二七三二の二五まで、二七三二の二七、二七三三の三から二七三三の五まで、二七三四の一から二七三四の三まで、二七三四の五から二七三四の七まで、二七三五の一から二七三五の八まで、二七三六の一から二七三六の一七まで、二七三七の一から二七三七の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三二の三、二七三二の二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 鴨河内字大馬場二七八一の一七の一部、二七八一の三七の一部及びこれらと一体をなす国有地
鴨河内字大馬場	安歩字中山八〇の一の八、八〇の一〇の一部、八〇の一四の一部、八〇の一五から八〇の一七まで及びこれらと一体をなす国有地

<p>称 廃止する字の名</p>	<p>耳字長畑ケ、安歩字東山、安歩字中山、安歩字西山、安歩字沓里塚</p>
	<p>安歩字西山の全域 安歩字沓里塚の全域 鴨河内字小野二六七三の二から二六七三の六まで、二六七三の七の一部、二六七三の八、二六七三の一〇から二六七三の一三まで及びこれらと一体をなす国有地 鴨河内字立道東二六九五の五、二六九五の六の一部、二六九六の二、二七〇〇の七、二七〇二の二の一部、二七〇二の三、二七〇三の一〇、二七〇四の七の一部、二七〇四の一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 鴨河内字立道西二七二九の二の一部、二七二九の三の一部、二七二九の四から二七三二の七まで、二七三二の一〇、二七三二の一四、二七三二の一七、二七三二の二二から二七三二の二五まで、二七三二の二七、二七三二の三三から二七三三の五まで、二七三四の二から二七三四の三まで、二七三四の五から二七三四の七まで、二七三五の二から二七三五の八まで、二七三六の二から二七三六の七まで、二七三七の二から二七三七の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三三の三、二七三三の二〇と一体をなす国有地 鴨河内字犬馬場のうち二七八一の一七の一部、二七八一の三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第二百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による天神野地区第五工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成七年十一月二十日現在の地番による。）</p>
<p>大字安歩字東山</p>	<p>大字安歩字東山のうち七九一も三の一部、七九一の四、七九一の五、七九二の一の一部、七九二の二、七九二の六、七九二の七、七九二の八の一部、七九二の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字安歩字中山</p>	<p>大字安歩字東山七九一の三の一部、七九一の四、七九一の五、七九二の一の一部、七九二の二、七九二の六、七九二の七、七九二の八の一部、七九二の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字安歩字中山の全域</p>
<p>大字安歩字西山</p>	<p>大字安歩字西山八四七の一九と一体をなす国有地の一部 大字鴨河内字犬馬場の国有地の一部 大字安歩字西山のうち八二八の二一、八二八の二三、八三〇の八、</p>



大字安歩字吉里塚	八三〇の九、八三四の一の一部、八三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四七の一九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字安歩字吉里塚の全域	大字安歩字西山八二八の二一、八二八の二三、八三〇の八、八三〇の九、八三四の一の一部、八三五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字鴨河内字大馬場の国有地の一部	

廃止する字の名称	大字鴨河内字大馬場
----------	-----------

鳥取県告示第二百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による石見地区第一工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同様の区域（平成七年十二月十一日現在の地番による。）
中石見字寺ノ前	中石見字寺ノ前のうち二六の一の一部、二六の六の一部、二七の一の一部、二八の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
中石見字六斗納	上石見字濱屋田一一七の一の一部、一一八の一の一部、一一九の一の一部、一一九の二、一二〇の一の一部、一二〇の二、一二一の一の一部、一二二の一の一部、一二二の二、一二三の一の一部、一二三の二、一二四の一から一二四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
中石見字板井谷尻	上石見字佃田一一三〇の一の一部 中石見字寺ノ前二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九の一と一体をなす国有地の一部 中石見字六斗納のうち三〇の一の一部、三一の一の一部、三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字濱屋田一一二〇の一の一部、一一二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字佃田一一二九の一の一部、一一三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字佃田尻一一三一の一の一部、一一三二の一、一一三三の一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 中石見字板井谷尻りのうち四三の一部、五〇の一の一部、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字洞畑五三から五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地

中石見字洞畑	中石見字板井谷尻り四三の一部、五〇の一の一部、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 中石見字洞畑のうち五三から五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中石見字光勝庵堂ノ上エ七〇の一の一部、七一の一部、七二の一部、七三、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 中石見字下観音堂八三の一部
中石見字光勝庵堂ノ上エ	中石見字光勝庵堂ノ上エのうち七〇の一の一部、七一から七四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の一、七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字下観音堂八三の一部
中石見字空観音堂	中石見字光勝庵堂ノ上エ七〇の一の一部、七一の一部、七二の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 中石見字空観音堂のうち七五、七六の一、七六の二、七七の一部、七八の一部、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字下観音堂八三の一部及びこれと一体をなす国有地 中石見字西垣内一五四の一の一部、一五五、一五六の一部
中石見字下観音堂	中石見字下観音堂のうち八三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 中石見字光勝庵堂ノ上エ七〇の一、七〇の二と一体をなす国有地の一部
中石見字坂本	中石見字坂本のうち九八、一〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
中石見字池尻	中石見字六斗納三〇の一部、三二の一部、三三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
中石見字ヤチヨフシノ前	中石見字坂本九八、一〇〇と一体をなす国有地の一部 中石見字池尻のうち一〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字ヤチヨフシノ前一〇九の一部、一一〇の一部、一一三の一部、一一五の一の一部、一一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 中石見字神様田一一三四の三と一体をなす国有地の一部 中石見字龍王ノ前井手口一一三五の一の一部、一一三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字佃田尻り一一三一の四と一体をなす国有地の一部
中石見字ヤチヨフシノ前	中石見字池尻一〇三と一体をなす国有地の一部 中石見字ヤチヨフシノ前のうち一〇九の一部、一一〇の一部、一一三の一部、一一五の一の一部、一一五の二の一部、一一六の一の一部、一一六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字萩山垣内一九の一部、一二二の一の一部、一二三の三及びこれらと一体をなす国有地 中石見字闕田一一三三第一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一三三第一と一体をなす国有地の一部
中石見字萩山垣内	中石見字ヤチヨフシノ前一一五の一の一部、一一五の二の一部、一一六の一の一部、一一六の二及びこれらと一体をなす国有地 中石見字萩山垣内のうち一一八の一の一部、一一八の二の一部、一一九の一部、一二二の一の一部、一二二の二の一部、一二三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字梓ノ内一一三一の一の一部、一一三二の一の一部、一一三二の

中石見字末本ノ前	中石見字西垣内	
中石見字末本ノ前の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域	中石見字西垣内の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域	<p>四の一部、一三二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字闕田一二九の二の一部、一一三〇の二の一部、一一三二の二の一部、一一三三第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>中石見字梓ノ内</p> <p>中石見字萩山垣内一一八の二の一部、一一八の二の一部、一一二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>中石見字梓ノ内の一三二の二の一部、一三二の二の一部、一三二の二の七、一三二の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>中石見字末本ノ前一九八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>中石見字薬師堂ノ前二〇一内第一の一部、二〇一の四の一部、二〇一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字闕田一二七の三の一部、一一二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二八の二と一体をなす国有地</p>
中石見字薬師堂ノ前	中石見字梓ノ内一三二の二の一部、一三二の六の一部、一三二の七、一三二の九の一部	中石見字末本ノ前一九八の二の一部及びこれと一体をなす国有地
中石見字薬師堂ノ前	中石見字末本ノ前一九八の二の一部及びこれと一体をなす国有地	中石見字梓ノ内の一三二の二の一部、一三二の六の一部、一三二の七、一三二の九の一部
中石見字薬師堂ノ前	中石見字末本ノ前一九八の二の一部及びこれと一体をなす国有地	中石見字梓ノ内の一三二の二の一部、一三二の六の一部、一三二の七、一三二の九の一部

中石見字鑄物屋	<p>二〇二の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四の一、二〇四の二の一部、二〇四の三、二〇四の四の一部、二〇四の五、二〇五の一部、二〇六の一部、二〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中石見字仲田二四五の二の一部、二四五の二</p>
中石見字鑄物屋	<p>中石見字薬師堂ノ前二〇四の二の一部、二〇五の一部、二〇六の一部、二〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字鑄物屋前の一四二の二の一部、二四二の六の一部、二四三の二の一部、二四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中石見字仲田二四四の三の一部、二四七の二の一部、二四七の三の一部</p> <p>中石見字大ブケ二五九の二の一部、二五九の五の一部</p>
中石見字仲田	<p>中石見字薬師堂ノ前二〇一の二の一部、二〇一の五の一部、二〇二の二の一部、二〇二の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四の一、二〇四の二の一部、二〇四の三、二〇四の四の一部、二〇四の五、二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字鑄物屋前二四三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>中石見字仲田のうち二四四の三の一部、二四五の二の一部、二四五の二、二四六の二の一部、二四七の二から二四七の五までの一部、二四七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>中石見字大ブケ二五七の二の一部</p> <p>中石見字鋤先一〇七三の六と一体をなす国有地の一部</p>
中石見字流田	<p>中石見字仲田二四六の二の一部、二四七の二の一部、二四七の五の一部、二四七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>



中石見字神戸屋敷廻り	中石見字清水田三一七の七の一部、三一七の八の一部中石見字神戸屋敷廻りのうち三二一の一〇の一部以外の区域
中石見字市ヶ代	中石見字市ヶ代のうち三六二の一部、三六四の一部、三六五、三六六及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三と一体をなす国有地の一部以外の区域 中石見字市ヶ谷三七二の一部、三七三の一部及びこれらと一体をなす国有地
中石見字市ヶ谷	中石見字市ヶ代三六二の一部、三六四の一部、三六五、三六六及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三と一体をなす国有地の一部 中石見字市ヶ谷のうち三七二の一部、三七三の一部、三八四の一部、三八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
中石見字市ヶ谷下モ	中石見字市ヶ谷下モ三八七の一部 中石見字御崎山四三一、四三二の二の一部 中石見字小林口一四五二の一と一体をなす国有地の一部
中石見字石佛道上	中石見字市ヶ谷下モ三八八の一部及びこれと一体をなす国有地 中石見字石佛道上のうち三九八の一部、三九九の三の一部以外の区域
中石見字元屋敷	中石見字元屋敷四〇八の一部及びこれと一体をなす国有地 中石見字元屋敷のうち四〇八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
中石見字花屋々敷廻り	中石見字市ヶ谷三八四の一部、三八六の一部及びこれらと一体をなす国有地
中石見字御崎山	中石見字市ヶ谷下モ三八七の一部、三八八の一部、三八九、三九〇及びこれらと一体をなす国有地 中石見字石佛道上三九八の一部、三九九の三の一部 中石見字元屋敷四〇八の一部 中石見字花屋々敷廻りの全域
中石見字新田	中石見字御崎山のうち四三一、四三二の二の一部以外の区域 中石見字仲屋田三二〇の一と一体をなす国有地の一部 中石見字新田のうち四四六の二の一部、四四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中石見字才ヶ瀬四六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六三の二と一体をなす国有地
中石見字曾利田	中石見字新田四四六の二の一部、四四八の一及びこれらと一体をなす国有地 中石見字曾利田の全域 中石見字才ヶ瀬四六一の一部、四六二の一から四六二の三までの一部、四六三の一の一部、四六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
中石見字才ヶ瀬	中石見字才ヶ瀬のうち四六一、四六二の一から四六二の三までの一部、四六三の一の一部、四六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六三の二と一体をなす国有地以外の区域
中石見字下塔田	中石見字下塔田のうち一〇二四の八の一部、一〇二五の一部、一〇二七の一の一部、一〇二九の一部、一〇三〇の一の一部、一〇三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中石見字仲山田一〇四〇の一部、一〇四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地





上石見字庚申ノ前	<p>す国有地の一部</p> <p>上石見字下モ向河原の全域</p> <p>上石見字庚申ノ前二六〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字寺ノ前道下タ二七四の二の一部、二七六の二の一部、二七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
上石見字竹ノ平	<p>上石見字小丸山二二二、二二三の二、二二三の三、二二六と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字龍岩ノ前二三七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四四八、一四五三と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字庚申ノ前のうち二六〇の二の一部、二六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上石見字寺ノ前道下タ二六三の二の一部、二六六の二の一部、二六六の四の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
上石見字寺ノ前道下タ	<p>上石見字寺ノ前道下タのうち二六三の二の一部、二六六の二の一部、二六六の四の二の一部、二六七の二の一部、二六八の二の一部、二六九の二の一部、二七一の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七六の二の一部、二七七の二の一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七〇の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
上石見字道下タ三窪田	<p>上石見字寺ノ前道下タ二六七の二、二六七の三の二の一部、二六八の二の一部、二六九の二の一部、二七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字道下タ三窪田のうち二九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上石見字常本庵	<p>上石見字竹ノ平のうち二九三の二、二九三の三、二九三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二九四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>上石見字大池ノ空四二八の一部</p> <p>上石見字常本庵のうち三〇九の二、三〇九の三、三一一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上石見字龍泉寺	<p>上石見字龍泉寺三三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字曲リ窪ノ下谷端三三五の二の一部、三三五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字龍泉寺のうち三三〇の二の一部、三三一の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上石見字塚ノ前三四五の一部</p>
上石見字塚ノ前	<p>上石見字龍泉寺三三四の一部</p> <p>上石見字曲リ窪ノ下谷端三三五の二の一部、三三六の二の一部、三三六の三の一部、三三七、三三八の二、三三九の二の一部、三三九の三の一部、三四〇から三四四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字塚ノ前のうち三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四五、三四六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上石見字乗越	<p>上石見字寺奥二〇六の一部</p> <p>上石見字龍泉寺三三〇の二の一部、三三一の一部、三三四の一部</p> <p>上石見字塚ノ前三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字乗越のうち三四八の二の一部、三四八の三の一部、三四</p>



<p>上石見字鐘原</p> <p>九の一以外区域 上石見字鐘原三五三の一部及びこれと一体をなす国有地 上石見字鐘ノ下タ三八二の一部、三八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上石見字鐘原のうち三五三の一部、三七七から三七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字鐘ノ下タ三八〇の一部</p>	<p>上石見字鐘ノ下</p> <p>上石見字鐘原三七七から三七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上石見字鐘ノ下谷端三三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三九の一、三四一、三四二、三四四と一体をなす国有地の一部 上石見字鐘ノ下タ三八〇の一部、三八二の一部、三八三の一の一部、三九三の一部、三九五の一部、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上石見字大塔田</p> <p>上石見字曲り窪ノ下谷端三三六の一の一部、三三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字鐘ノ下タ三九三の一部、三九五の一部、三九六の一部 上石見字大塔田のうち四〇二の一部以外の区域 上石見字荒神ノ前四〇三、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>前 上石見字荒神ノ</p> <p>上石見字曲り窪ノ下谷端三三六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三六の一、三三六の二と一体をなす国有地の一部 上石見字大塔田四〇二の一部 上石見字荒神ノ前のうち四〇三、四〇四の一部、四〇五の一部及び</p>
<p>上石見字銭亀田</p> <p>上石見字銭亀田四二二の一と一体をなす国有地の一部 上石見字大池ノ空四二三の一部、四二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字銭亀田四二二の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上石見字銭亀田のうち四一九の一部、四二二の一部、四二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上石見字大池ノ</p> <p>上石見字常本庵三〇九の一、三〇九の二、三一と一体をなす国有地の一部 上石見字曲り窪ノ下谷端三三五の一、三三五の二、三三六の二と一体をなす国有地の一部 上石見字荒神ノ前四〇四の一部、四〇五の一部 上石見字銭亀田四一九の一部、四二二の一部、四二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二と一体をなす国有地の一部 上石見字大池ノ空のうち四二三の一部、四二六の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 上石見字大池ノ下タ四二九と一体をなす国有地</p>	<p>上石見字大池ノ</p> <p>上石見字竹ノ平二九三の一、二九三の三、二九三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二九四と一体をなす国有地の一部 上石見字大池ノ下タのうち四二九と一体をなす国有地以外の区域 上石見字寺ノ前道下タ二八二の一部、二八三、二八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字山根ノ向のうち四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>向 上石見字山屋ノ</p> <p>上石見字山屋ノ向のうち四五一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四五一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

上石見字山屋井 手ノ上エ	上石見字山屋井手ノ上エのうち四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字愛宕山四六〇の一部 上石見字山屋ノ下タ四六五の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字虚空蔵五五二と一体をなす国有地の一部 上石見字山屋一一九六の三、一一九七の一、一一九七の二、一一九七の三の一部、一一九七の六から一一九七の八まで
上石見字愛宕山	上石見字愛宕山のうち四六〇の一部以外の区域
上石見字山屋ノ 下タ	上石見字山根ノ向四四九の一部、四五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字山屋ノ向四五一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四五一と一体をなす国有地の一部 上石見字山屋ノ下タのうち四六五の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字鍛冶屋田五三〇の一、五三〇の二、五三一の二
上石見字鍛冶屋 田	上石見字鍛冶屋田のうち五三〇の一、五三〇の二、五三一の二以外の区域
上石見字虚空蔵	上石見字山屋井手ノ上エ四五八の一部、四五九の一部及び四五八と一体をなす国有地の一部 上石見字虚空蔵のうち五五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 上石見字要害五五五の一の一部 上石見字山屋一一九七の三の一部、一一九七の四
上石見字要害	上石見字要害のうち五五五の一の一部以外の区域
上石見字洞	上石見字洞の全域

  

上石見字地蔵山	上石見字地蔵山七〇三の一の一部 上石見字松ノ前ノ上ミ七三九の一の一部、七三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
上石見字谷田原 ノ上エ	上石見字地蔵山のうち七〇三の一の一部以外の区域 上石見字谷田原ノ上エのうち七一四の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
上石見字谷田原 ノ中	上石見字谷田原ノ中のうち七三五の二、七三七の二、七三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字松ノ前ノ下モ七五〇の三
上石見字松ノ前 ノ上ミ	中石見字谷田原ノ上エ七一四の三及びこれと一体をなす国有地 上石見字谷田原ノ中七三五の二、七三七の二、七三八の二及びこれらと一体をなす国有地 上石見字松ノ前ノ上ミのうち七三九の一の一部、七三九の三の一部、七四一から七四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上石見字松ノ前 ノ下モ	上石見字松ノ前ノ下モ七四九の一の一部、七四九の三、七五〇の一の一部、七五〇の六、七五〇の七及びこれらと一体をなす国有地 上石見字松ノ前ノ上ミ七四一から七四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上石見字松ノ前ノ下モのうち七四六の一部、七四六の二の一部、七四八の一部、七四九の一の一部、七四九の三、七五〇の一の一部、七五〇の二の一部、七五〇の三、七五〇の六、七五〇の七及びこれらと一体をなす国有地並びに七四六、七四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字河原田	上石見字河原田のうち八三二の五及びこれと一体をなす国有地

上石見字松ノ前ノ向	外の区域 上石見字松ノ前ノ下モ七四六の二の一部、七四八の一部、七五〇の二の一部、七五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字河原田八三二の五及びこれと一体をなす国有地 上石見字松ノ前ノ向の全域 上石見字番匠給溝下タ八三六の二と一体をなす国有地 上石見字橋詰九五六の一と一体をなす国有地の一部
上石見字番匠給溝下タ	上石見字番匠給溝下タのうち八三六の二と一体をなす国有地以外の区域
上石見字廣畑田	上石見字廣畑田のうち九三八の一、九三九の一、九四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上石見字コフ田	上石見字廣畑田九四一の一 上石見字コフ田のうち九四二の二の一部、九四四の一内の一部、九四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上石見字橋詰之下モ九四五の一部、九五〇の一部 上石見字濱屋田一一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一七の一と一体をなす国有地の一部 中石見字寺ノ前二六の二の一部、二六の六の一部、二七の二の一部、二八の一部及びこれらと一体をなす国有地
上石見字橋詰之下モ	上石見字廣畑田九三八の一、九三九の一及びこれらと一体をなす国有地 上石見字コフ田九四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地上石見字橋詰之下モのうち九四五の一部、九四八の一、九五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四八の五と一体をなす国有地以外の区域 上石見字宮本ノ前九五四の一、九五四の八と一体をなす国有地の
上石見字宮本ノ前	一部 上石見字橋詰九六〇の二、九六〇の四、九六〇の五及びこれらと一体をなす国有地
上石見字橋詰	上石見字宮本ノ前のうち九五四の一、九五四の八と一体をなす国有地以外の区域 上石見字松ノ前ノ下モ七四六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七四六、七四六の二と一体をなす国有地の一部 上石見字橋詰之下モ九四八の一及びこれと一体をなす国有地並びに九四八の五と一体をなす国有地 上石見字橋詰のうち九六〇の二、九六〇の四、九六〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字カケ坂	上石見字奥日一〇一六の一部及びこれと一体をなす国有地 上石見字カケ坂の全域
上石見字千庭	上石見字千庭のうち九七三の一部、九七五の一部、九七六の一部、九七七、九七八、九七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上石見字奥日	上石見字千庭九七三の一部、九七五の一部、九七六の一部、九七七、九七八、九七九の一部及びこれらと一体をなす国有地 上石見字奥日のうち一〇〇八の一部、一〇一四の三の一部、一〇一五、一〇一六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上石見字八幡山	上石見字奥日一〇〇八の一部、一〇一四の三の一部、一〇一五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 上石見字八幡山之後のうち一〇二六の二の一部、一〇三〇の一部、一〇三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三二、一〇二四、一〇二六の一、一〇三〇と一体をなす国有地の一部以

	<p>外の区域</p> <p>上石見字鐵穴内一〇三七の一部、一〇三八の一部、一〇四四の一部</p> <p>上石見字山田一〇五九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字南ノ前一〇八五の二の一部、一〇八五の四の一部、一〇八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字荒フト一六四の二の一部</p>
<p>上石見字鐵穴内</p>	<p>上石見字八幡山之後一〇三〇の一部、一〇三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三二、一〇二四、一〇二六の二、一〇三〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字鐵穴内のうち一〇三七の一部、一〇三八の一部、一〇四四の二の一部以外の区域</p> <p>上石見字山田一〇五〇の一部、一〇五二の二の一部、一〇五八の二の一部、一〇五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字茶屋坂一四七の八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四七の八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上石見字山田</p>	<p>上石見字鐵穴内一〇四四の二の一部</p> <p>上石見字山田のうち一〇五〇の一部、一〇五二の二の一部、一〇五八の二の一部、一〇五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上石見字南一〇六〇の三及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字茶屋坂一四七の八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上石見字南</p>	<p>上石見字南のうち一〇六〇の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>上石見字平田道</p>	<p>上石見字平田道上エのうち一〇七九の二、一〇七九の三、一〇八〇の五から一〇八〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地並び</p>

<p>上石見字南ノ前</p>	<p>に一〇八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>上石見字八幡之</p>	<p>上石見字山田一〇五九の二の一部</p> <p>上石見字南ノ前のうち一〇八五の二の一部、一〇八五の四の一部、一〇八六の二の一部、一〇八六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上石見字藥師ノ前一一一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>前</p> <p>上石見字八幡之</p>	<p>上石見字奥日一〇二五の一部、一〇二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字八幡山之後一〇二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字八幡之前のうち一〇八七の二、一〇九〇の二、一一〇七、一一〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>前</p> <p>上石見字藥師ノ</p>	<p>上石見字平田道上エ一〇七九の二、一〇七九の三、一〇八〇の五から一〇八〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八〇の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字南ノ前一〇八六の八</p> <p>上石見字八幡之前一〇八七の二、一〇九〇の二、一一〇七、一一〇八と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字藥師ノ前のうち一〇九の二から一一〇九の四までの二、一一一四の二から一一一四の四まで、一一一四の三の一部、一一一六の二の一部、一一一六の二、一一一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一一一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>上石見字濱屋田</p>	<p>上石見字平田一一二五の二の一部、一一二五の五の一部、一一二五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字コフ田九四四の一内の一部、九四四の二の一部及びこれ</p>

	<p>らと一体をなす国有地</p> <p>上石見字橋詰之下モ九四五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字八幡之前一〇八と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字薬師ノ前一〇九の二から一〇九の四までの一部、一一四の二から一一四の四まで、一一四の三の一部、一一六の二、一一一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字濱屋田のうち一一一七の二の一部、一一一八の一部、一一一九の二の一部、一一一九の三、一一二〇、一一二一の二、一一二二の二、一一二二の三、一一二四の二、一一二四の三の一部、一一二四の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一一一七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上石見字平田	<p>上石見字薬師ノ前一一六の二の一部、一一一六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字濱屋田一一二三の一部、一一二四の二の一部、一一二四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上石見字平田のうち一一二五の二の一部、一一二五の五の一部、一一二五の六の一部、一一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上石見字佃田一一二七の二の一部、一一二七の六の一部、一一二七の七、一一二七の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
上石見字佃田	<p>上石見字濱屋田一一二三の一部</p> <p>上石見字平田一一二六の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>上石見字佃田のうち一一二七の二の一部、一一二七の六の一部、一一二七の七、一一二七の九、一一二九の一部、一一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二七の二と一体をなす</p>

	<p>国有地の一部以外の区域</p> <p>上石見字佃田尻リ一一三一の二の一部、一一三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字龍王ノ前井手口一一三七の二の一部、一一三七の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>中石見字谷畑一一五八の一部、一一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>中石見字代一一六一の二及び一一六四と一体をなす国有地の一部</p> <p>上石見字茶屋坂のうち一一四七の八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一四七の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>上石見字荒フトのうち一一六四の二の一部以外の区域</p> <p>上石見字山屋のうち一九六の三、一九七の二から一九七の四まで、一九七の六から一九七の八まで以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>上石見字曲り窪ノ下谷端、上石見字佃田尻リ</p>
<p><b>鳥取県告示第二百十二号</b></p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による江尾宮市地区第三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成八年三月二十六日</p>	<p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成七年七月二十日現在の地番による。）</p>
<p>大字江尾字ラク ビ</p>	<p>大字江尾字ラクビのうち五六六の二と一体をなす国有地の一部以 外の区域 大字江尾字寺ノ上五七二、五七四の一の一部、五七四の四の一部、 五七四の五及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字江尾字天ゴウ瀧五八七の二、五八八と一体をなす国有地の一 部</p>
<p>大字江尾字寺ノ 上</p>	<p>大字江尾字寺ノ上五七二、五七三、五七四の一の一部、五七四の 二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字江尾字中坂</p>	<p>大字江尾字中坂のうち五八〇の一の一部、五八〇の二の一部、五 八一の一、五八二の一、五八三の一、五八三の二、五八四の一、 五八四の二、五八五の一から五八五の三まで及びこれらと一体を なす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字天ゴ ウ瀧</p>	<p>大字江尾字ラクビ五六六の二と一体をなす国有地の一部 大字江尾字寺ノ上五七四の一の一部、五七四の三、五七四の四の 一部、五七五の一、五七五の二、五七六の一から五七六の四まで、 五七七の一から五七七の五まで及びこれらと一体をなす国有地並 びに五七四の四、五七四の五と一体をなす国有地の一部 大字江尾字中坂五八〇の一の一部、五八〇の二の一部、五八一の 一、五八二の一の一部、五八三の一、五八三の二、五八四の一、 五八四の二、五八五の一から五八五の三まで及びこれらと一体を なす国有地 大字江尾字天ゴウ瀧のうち五八七の二、五八八と一体をなす国有 地の一部以外の区域 大字江尾字原大田六一三の一から六一三の三まで、六一四の一、</p>
<p>大字江尾字長者 御前</p>	<p>六二四の二、六一五の一、六一五の二、六一六の一の一部、六一 六の二、六一七の一部、六一八の一部、六二二の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字江尾字垢溜六九九の一の一部、七〇〇の一部、七〇一、七〇 二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字江尾字下垢溜七〇三の一部 大字江尾字市ヶ坂七二七の一の一部及び七二七の一と一体をなす 国有地の一部 大字江尾字原尾崎一〇二六の一部</p>
<p>大字江尾字雀瀧</p>	<p>大字江尾字長者御前六三三の一部、六三三、六三四の一の一部、 六三四の二、六三五の一部、六三六の一部及びこれらと一体をな す国有地の一部 大字江尾字原尾崎一〇一四の一部、一〇一五の一部及びこれらと 一体をなす国有地 大字江尾字長者御前六三四の一の一部、六三五の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字江尾字貳百田のうち六四〇の一の一部、六四〇の二、六四一 の一部、六四二の一部、六四四の二の一部、六四四の三の一部及 びこれらと一体をなす国有地並びに六四四の一、六四四の二と一 体をなす国有地の一部以外の区域 大字江尾字雀瀧六四九の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字原大田六二四の一部、六二五の一部、六二七の一の一 部、六二八の一の一部、六二八の二の一部、六二九の一の一部及 びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字長者御前六三〇の一の一部、六三〇の二、六三二の一 部、六三三、六三四の一、六三四の二、六三五の一部、六三六の</p>

<p>大字江尾字原高 下</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字貳百田六四〇の二の一部、六四〇の二、六四二の一部、六四二の一部、六四四の二の一部、六四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四四の一、六四四の二と一体をなす国有地の一部 大字江尾字雀瀧のうち六四九の三の一部、六五三の二の一部、六五三の二、六五四の二の一部、六五四の二の一部、六五五の一部、六五六の一部、六五七の二の一部、六五八の一、六五八の二、六五九の二の一部、六五九の三、六五九の四の一部、六六〇の二の一部、六六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字原高下のうち六六五の二の一部、六六六の二の一部、六六六の二の一部、六六七、六六八の二の一部、六六九の二の一部、六七五の一部、六七六の二の一部、六七七の二の一部、六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字下高下六八〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字オノ木七四一の二の一部、七四二の二、七四二の四、七四二の七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
----------------------	--

<p>大字江尾字原高 下</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字石橋八四二の二の一部、八四二の二の一部、八四二の二の一部、八四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字山神八四三の二の一部、八四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字原大田六一八の一部、六二二の一部、六二二、六二二、六二五の一部、六二六、六二七の二の一部、六二七の二、六二八の二の一部、六二八の二の一部、六二八の三、六二九の二の一部、六二九の二から六二九の六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字長者御前六三〇の二の一部、六三〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字雀瀧六五三の二の一部、六五三の二、六五四の二の一部、六五四の二の一部、六五五の一部、六五六の一部、六五七の二の一部、六五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字原高下六七五の一部、六七六の二の一部、六七七の二の一部、六七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字下高下のうち六八〇から六八五まで、六八六の二、六八七の二の一部、六八八の二の一部、六九四の二の一部、六九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字垢溜六九八の二の一部、六九八の四の一部、六九九の二の一部、七〇〇の二の一部、七〇一、七〇二及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字下垢溜七〇六の一部、七〇七の二の一部 大字江尾字原尾崎一〇二五の一部、一〇二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字江尾字垢溜</p>	<p>大字江尾字中坂五八二の二の一部 大字江尾字原高下六七八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>





<p>廃止する字の名称</p>	<p>尻 及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字オノ木七四二の二、七四二の七と一体をなす国有地の一部 大字江尾字カキ尻のうち八一五の一の一部、八一五の二の一部、八一六の一、八一六の二、八一七の一の一部、八一七の二、八一七の三、八一七の四の七までの七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字石橋八四一の一と一体をなす国有地の一部 大字江尾字石橋のうち八四一の一、八四二の一、八四二の二、八四二の三の一部、八四二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字山神 大字江尾字石橋八四二の一から八四二の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字山神のうち八四三の一の一部、八四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字原大田六一六の一の一部、六一七の一部、六一八の一部、六一九、六二〇、六二二の一部、六二四の一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字原尾崎のうち一〇一四から一〇一六までの一部、一〇二五の一部、一〇二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字原大田、大字江尾字下垢溜</p>	

鳥取県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る天神野地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る赤碕地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る石見地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項に  
おいて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項に  
おいて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次